道路占用工事指示書

道路占用に関する工事の実施方法は、坂戸市が管理する市道の構造等の基準を定める条例及び道路占用工事標準条件書で定めるもののほか、この指示書によること。

1　工事の着手前に、沿道住民に対し、工事の内容及び工期等を十分に周知すること。
2　工事区域の埋設物の位置・構造等を事前に調査すること。
3　工事区域の境界杭（石）・境界鋲・基準点の位置確認を行い、位置、高さに変動のないように必要な措置を講じること。ただし、工事の状況により支障が生じた場合は、道路管理者の指示を受けること。
4　工事は原則として、午前９時から午後５時までの昼間施工とし、それ以外の時間帯に工事を行う場合は、道路管理者及び西入間警察署と事前に協議すること。
5　道路を掘削するときは必要最小限とし、掘削部分以外の道路、他の構造物に支障を及ぼさないように注意すること。
6　舗装の切断は、舗装カッターで丁寧に行い、掘削により他の舗装部の浮き上がり又は亀裂等を生じないように施工すること。また、発生する濁水は適切に処理を行うこと。
7　工事の施行中に湧水が生じたときは、必要な止水工事を行い、土砂の流出、地盤のゆるみ等の防止措置を講じること。
8　立坑部（マンホール等）については、危険防止のため安全施設を設置し、安全対策に万全を期すこと。
9　工事現場には、交通整理員を配置し、安全かつ円滑な道路の交通の確保に努めること。
10　工事現場には、道路標識、工事標識、保安施設等を設置し、事故防止・危険防止・転倒防止に努めること。
11　工事現場は、常に整理整頓に努め、防塵・騒音・振動対策を講じること。
12　復旧工事は、原則として即日で行い、道路を一般の交通に開放すること。
13　工事により舗装の路面表示が消えた場合は、仮復旧時においても復元すること。
14　工事により点字ブロックの機能を阻害する場合は、移設その他の措置をすること。
15　道路を横断して掘削する場合は、片側ずつ行い一車線は確保するようにすること。
16　仮復旧中は、常に現場点検し障害の発生を未然に防止すること。
17　仮復旧期間はおおむね３か月間とし、立会いの上、本復旧範囲を決定すること。また、速やかに、本復旧を実施すること。
18　現況舗装厚が指示した舗装厚より厚い場合は、路盤を含めて現況舗装厚で復旧を行うこと。
19　舗装の仮復旧箇所、本復旧箇所には、事業種別の路面表示をすること。
20　埋設物は、ビニールテープ等によって明示し、埋設シートを敷設すること。
21　道路の復旧は、「道路の復旧方法」によること。
22　工事は、埼玉県土木工事実務要覧を遵守し、実施すること。

道路の復旧方法

1　本復旧範囲は次のとおりとする。

（１）舗装幅 3.0m未満の道路における縦断占用工事の場合は、全面復旧とする。

（２）舗装幅 3.0m以上の道路における縦断占用工事の場合は、原則として道路中心より片側全面復旧とする。

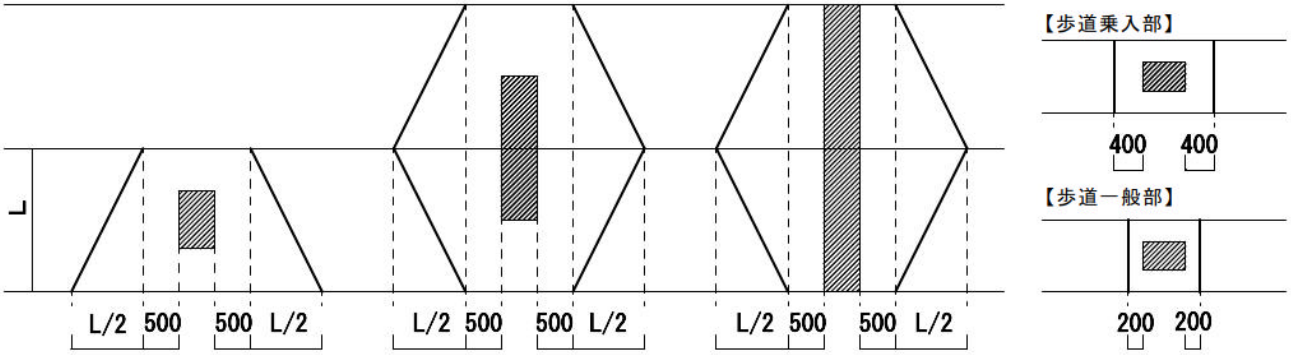
（３）歩道における占用工事の場合は、全面復旧とする。

（４）車道を横断しての占用工事の場合は、下記の基準による復旧とする。

（５）車道に小穴を掘っての占用工事の場合は、下記の基準による復旧とする。

（６）路面表示（横断歩道、停止線及び止まれ文字）は、全て復元すること。

（７）坂戸市が管理する市道の構造等の基準を定める条例の別表第１第２１項及び第２２項に準ずること。



2　復旧の組成は、別添図のとおりとする。

3　復旧方法は次のとおりとし、沈下のないよう十分転圧すること。

（１）路床の締固めは、１層の仕上がり厚は 20 ㎝以下とする。

（２）路盤の締固めは、１層の仕上がり厚は 10 ㎝以下とする。

ただし、ロードローラー等による機械施工の場合は、上層路盤工の１層仕上がり厚は 15 ㎝までとし、下層路盤工・広い路肩部の路盤工については 20 ㎝までとする。

（３）舗装工の１層の仕上がり厚は 7 ㎝以下とする。

4　復旧箇所の使用材料は、次のとおりとする。

ただし、別に指示がある場合はそれによること。

復旧部分	表　　層	基　　層	上層路盤	下層路盤	路　　床
使用材料	(再生)密粒度アスコン	(再生)粗粒度アスコン	粒調砕石（再生骨材可）	切込砕石（再生骨材可）	砂・埋戻用砂質土・再生砂又は改良土